

行政手続法・行政手続条例適用の申請に対する処分に係る審査基準と標準処理期間

	所管課名	食品・生活衛生課	整理番号	14-4
許認可等の種類	特定動物の飼養又は保管の変更許可			
根拠法令条例等・条項	動物の愛護及び管理に関する法律第28条			
許認可等の概要	特定動物の飼養又は保管の許可を受けた者が、許可に係る事項を変更する場合の許可（特定動物の種類及び数、特定飼養施設の所在地、特定飼養施設の構造及び規模、特定動物の飼養又は保管の方法、特定動物の飼養又は保管が困難になった場合における措置に関する事項）を変更しようとするときは、許可を受けなければならない。			
審査基準 (未設定の場合はその理由)	<p>未設定(法令等の規定において言い尽くされているため)</p> <p>【参考】</p> <p>○動物の愛護及び管理に関する法律第28条 (変更の許可等)</p> <p>第28条 第26条第1項の許可(この項の規定による許可を含む。)を受けた者(以下「特定動物飼養者」という。)は、同条第2項第2号又は第4号から第7号までに掲げる事項を変更しようとするときは、環境省令で定めるところにより都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、その変更が環境省令で定める軽微なものであるときは、この限りではない。</p> <p>2 前条の規定は、前項の許可について準用する。</p> <p>3 特定動物飼養者は、第1項ただし書の環境省令で定める軽微な変更があったとき、又は第26条第2項第1号若しくは第3号に掲げる事項その他環境省令で定める事項に変更があったときは、その日から30日以内に、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。</p> <p>○動物の愛護及び管理に関する法律第26条、第27条は、47「特定動物の飼養又は保管の許可」に記載。</p> <p>○動物の愛護及び管理に関する法律施行例</p> <p>○動物の愛護及び管理に関する法律施行規則</p> <p>○特定飼養施設の構造及び規模に関する基準の細目</p> <p>○特定動物の飼養又は保管の方法の細目</p> <p>○平成18年5月31日付け食生第213号「動物の愛護及び管理に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う事務処理の当面の運用について」</p>			
基準の制定根拠	—			
標準処理期間 (未設定の場合はその理由)	10日			
期間の制定根拠	—			